

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成27年2月12日(2015.2.12)

【公表番号】特表2015-500340(P2015-500340A)

【公表日】平成27年1月5日(2015.1.5)

【年通号数】公開・登録公報2015-001

【出願番号】特願2014-547181(P2014-547181)

【国際特許分類】

A 6 1 K	31/198	(2006.01)
A 6 1 P	1/04	(2006.01)
A 6 1 K	47/38	(2006.01)
A 6 1 K	47/36	(2006.01)
A 6 1 K	47/46	(2006.01)
A 6 1 K	9/14	(2006.01)
A 6 1 K	9/48	(2006.01)
A 6 1 K	9/20	(2006.01)

【F I】

A 6 1 K	31/198
A 6 1 P	1/04
A 6 1 K	47/38
A 6 1 K	47/36
A 6 1 K	47/46
A 6 1 K	9/14
A 6 1 K	9/48
A 6 1 K	9/20

【手続補正書】

【提出日】平成26年11月26日(2014.11.26)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

憩室症を治療するための組成物であつて、

該組成物はL-グルタミン、L-グルタミン塩またはL-グルタミン誘導体を含み、

憩室症の人に、前記L-グルタミン、L-グルタミン塩またはL-グルタミン誘導体を、1日に0.05g/体重kg~10.0g/体重kg経口摂取させる、組成物。

【請求項2】

前記組成物がL-グルタミンを含む、請求項1に記載の組成物。

【請求項3】

前記組成物が水溶液の一部として経口摂取される、請求項1または2に記載の組成物。

【請求項4】

前記組成物が少なくとも6ヶ月間にわたって経口摂取される、請求項1~3のいずれか1項に記載の組成物。

【請求項5】

前記憩室症の人における複数の前記憩室症が少なくとも50%減少する、請求項1~4のいずれか1項に記載の組成物。

【請求項 6】

憩室症を治療するための組成物であつて、前記組成物は、L-グルタミン、L-グルタミン塩またはL-グルタミン誘導体と、纖維サプリメントとを含む、組成物。

【請求項 7】

前記組成物がL-グルタミンを含む、請求項6に記載の組成物。

【請求項 8】

前記纖維が、メチルセルロース、小麦デキストリン及びオオバコを含む、請求項6または7に記載の組成物。

【請求項 9】

前記組成物がさらに香料を含む、請求項8に記載の組成物。

【請求項 10】

前記組成物が、粉末、カプセル、カプレットまたはチュアブル錠の形態である、請求項6～9のいずれか1項に記載の組成物。